

葛飾区子ども発達センター

令和9年4月利用開始募集について（募集要項）

1：申込条件 以下、（１）～（３）全ての条件を満たしていること

（１）利用開始時点で葛飾区に在住し、葛飾区に住民登録があること。

なお、外国籍の方は在留資格が必要です。

（２）児童発達支援センター等の利用を保護者が希望しており、以下のいずれかに該当すること。

- ・葛飾区子ども総合センターで発達相談・発達検査を受け、葛飾区子ども発達センターの利用を案内されている。
- ・療育機関等で発達検査をうけ（概ね１年以内）、児童発達支援の利用を勧められている。
- ・医療機関等からの診断書や意見書（※１）の発行を受け、児童発達支援の利用を勧められている。

（※１）意見書は、「療育が必要である」と記載されていること。

また、診断書については葛飾区子ども発達センター本園までお問合せください。

- ・障害者手帳（愛の手帳（療育手帳）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳）を所持している。
- ・児童通所サービス受給者証の交付を受けている。（※２）

（※２）葛飾区子ども発達センターでは、他の児童発達支援との併用を原則認めていません。

（３）事前相談会に参加し、必要書類を持参していること。

（注意事項）

※ご提出いただいた書類をもとに申込みが可能か判断させていただきます。

※利用開始時点で３歳児以上のお子さんは発達検査が必要な場合があります。

2：事前相談会（必須）

- ・事業案内を説明し、お子さんの状況を伺います。

（要予約：葛飾区子ども発達センター本園 03 - 5698 - 1324）

【必要書類】

- ・『私の紹介』 記入を済ませてご持参ください。

（右の二次元コードから、ダウンロードできます。）

- ・対象児童、保護者の本人確認ができるもの

（例：マイナンバーカード、運転免許証、在留カード 等）



葛飾区公式ホームページ

（ページ番号：1002465）

（該当する方）

- ・発達検査報告書
- ・医療機関等からの診断書や意見書
- ・愛の手帳（療育手帳）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ・児童通所サービス受給者証・アイリスシート

3：申込期間

令和8年12月2日（水）～12月8日（火）（土・日を除く）

4：葛飾区子ども発達センター申込み時、必要なもの

- ・利用申込書兼同意書
- ・事前相談会で提出を求められているもの

5：葛飾区子ども発達センターの申込み窓口

	施設の所在地	窓口	郵送
1	葛飾区子ども発達センター本園 葛飾区堀切3-34-1 ウェルピアかつしか1階 電話 03-5698-1324 FAX 03-5654-1853	○	○
2	葛飾区子ども発達センター堀切分室 葛飾区堀切3-34-1 ウェルピアかつしか隣 電話 03-3693-2114 FAX 03-3697-3022	×	×
3	葛飾区子ども発達センター水元分室 葛飾区水元4-6-15 水元憩い交流館2階 電話 03-3826-5828 FAX 03-3627-0058	○	○
4	葛飾区子ども発達センター新小岩分室 葛飾区西新小岩4-33-2 にこわ新小岩2階 電話 03-5654-3691 FAX 03-5654-3692	○	○

※① 窓口の受付時間は午前9時から午後5時までです。いずれの施設も土日は受付を設けておりません。

※② 郵送の場合は、受付期間の最終日必着です。郵便事故については、当施設では責任を負いかねますのでご了承ください。（ご心配な方は、書留や特定記録郵便等をご利用ください。）

6：問い合わせ先

葛飾区子ども発達センター本園
葛飾区堀切3-34-1 ウェルピアかつしか1階
電話 03-5698-1324 FAX 03-5654-1853

○葛飾区子ども発達センターの募集については、右の二次元コードから、確認することができます。「葛飾区内 児童発達支援センターのご案内」という欄に、募集についての情報が掲載されますので、そちらをご確認ください。

